

## 【重要なお知らせ】

### 奨学金申請者登録について

大学からの推薦を必要とする私費外国人留学生を対象とした奨学金（日本学生支援機構の外国人留学生学習奨励費と民間奨学金）へ応募するためには、この登録を行う必要があります。登録手続きの完了後（11月中旬ごろ）から2016年度内に募集のある奨学金（2017年度に支給が開始される奨学金も含む）に申請することができます。文部科学省による国内採用の国費外国人留学生（研究留学生）の募集に応募する予定のある学生も登録してください。

なお、2016年1月から3月の間に奨学金申請者登録を行った者は、今回の登録を行う必要はありません。また、配偶者が国費留学生又は政府派遣留学生であっても登録が可能です。

【対象者】 この登録は以下のいずれかに該当する留学生が対象です。

|    |  |
|----|--|
| 1) | 2016年10月に正規生（学部生・大学院生）として在籍・入学予定の私費外国人留学生（在校生・新入生）   |
| 2) | 2016年10月に研究生として在籍する2016年4月までに入学した研究生（在籍する研究生）<br>※注意※ 2016年10月に研究生として入学した者は今回の登録対象ではありません。 |
| 3) | 2017年3月で受給が終了する国費外国人留学生及び政府派遣留学生のうち、2017年4月から受給が始まる奨学金に申請する予定の者                            |
| 4) | やむを得ない事情により、前回の登録手続きを行うことができなかった者（理由書を必ず提出すること）  |

【登録資格】 以下をすべて満たす必要があります。

|    |   |
|----|---|
| 1) | 奨学金受給年度に正規生（学部生・大学院生）、研究生として在籍予定の留学生であること。<br>※（在留資格が「留学」の者に限る。入学予定者、進学予定者を含む。） |
| 2) | 正規生では、標準修学年限（休学期間は除く）を超過していないこと。  |
| 3) | 成績優秀かつ過去1年以内に懲戒処分を受けていないこと。   |
| 4) | 仕送りが、月額9万円以下であること。  |
| 5) | 在日している扶養者の年収が500万円未満であること。  |

【登録期間・場所等】

|       |  |
|-------|--|
| 登録方法  | 説明会に参加し、会場のパソコンから登録                                    |
| 日時・場所 | 「奨学金申請者登録 説明会日程」を必ず確認してください                            |
| 提出書類  | 学部新入生・・・日本留学試験成績通知書のコピー<br>前回の登録手続きを行うことができなかった者・・・理由書 |

※登録期間・場所等の情報は必ず留学生課ホームページで確認してください。

※前回の登録手続きを行うことができなかった者で、過去に奨学金申請者登録説明会に参加して登録を完了したことがある留学生は、WEBフォームのみによるオンライン登録が可能です。該当する学生は10月5日（水）12：00までに下記問い合わせ先へ理由書を添付しメールにて申し出て、担当者からの指示に従ってください。

【注意事項】

- 1) やむを得ない事情により、本人が受付期間内で手続きすることができない場合は、必ず事前に留学生課へ申し出て、担当者からの指示に従って下さい。事前の申し出がない場合は、いかなる理由であっても登録を一切認めません。
- 2) この登録を行っただけでは、大学の推薦を受けることはできません。奨学金を見つけ、応募することは各自の責任となります。奨学金に関する最新の情報は、留学生課ホームページで提供しますので、必ず掲示板と併せて確認下さい。

【問い合わせ先】

学務部留学生課 留学生交流推進係 私費外国人留学生奨学金担当

Tel 043-290-2163

Fax 043-290-2198

E-mail intl-scholarship@chiba-u.jp

留学生課ホームページ

<http://www.chiba-u.ac.jp/global/sai/>